

令和 8 年 7 月

各種預金規定の改定および廃止について

平素より福島信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、手形・小切手の最終振出期限および他の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金受付（取立）を令和 8 年 9 月 30 日（水）をもって終了いたします。これに伴い、下記のとおり預金規定を改定および廃止いたしますのでご案内申し上げます。

なお、改正後の規定は、既に当金庫とお取引いただいているお客様にも適用されますのでご了承いただきますようお願いいたします。

引続き福島信用金庫をお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 普通預金（決済用普通預金を含む）規定
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 納税準備預金規定
- (5) 通知預金規定
- (6) 定期預金共通規定
- (7) 積立定期預金規定
- (8) 定期積金規定

2. 改定内容

下記、「新旧対照表」をご参照ください。

3. 改定日

- (1) 当座勘定規定：令和 8 年 9 月 1 日（火）
- (2) 各種預金規定：令和 8 年 10 月 1 日（木）

4. 廃止する規定

- (1) マル専当座勘定規定：令和 8 年 9 月 1 日（火）廃止
- (2) ドリームキャッチャー積金規定：令和 8 年 4 月 1 日（水）廃止



改 定 条 文 新 旧 対 照 表

【当座預金規定】

改定前	改定後
1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) (3) (4) 省略	1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (3) (4) 省略
7. (手形、小切手等の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) (3) (4) 省略	7. (手形、小切手等の支払<u>等</u>) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) (3) (4) 省略
8. (手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) (4) (5) (6) (7) 省略	8. (手形、小切手用紙<u>等</u>) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認</u>してください。 (3) (4) (5) (6) (7) 省略
12. (手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手等によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 省略	12. (手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 省略
13. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。	13. <u>(支払保証)</u> 小切手の支払保証はしません。ただし、<u>令和8年9月30日までに</u>その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

改定前	改定後
18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 省略	18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、<u>手形要件、小切手要件を記載してください。</u>もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 省略
19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 省略	19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 省略
(2025. 4. 1)	<u>(2026. 9. 1)</u>
〈小切手用法〉 1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9 省略	〈小切手用法〉 1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9 省略
〈約束手形用法〉 1. 2 省略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 4. 5. 6. 7. 8. 9 省略	〈約束手形用法〉 1. 2 省略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>記入してください。</u> 4. 5. 6. 7. 8. 9 省略
〈為替手形用法〉 1. 2. 3 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	〈為替手形用法〉 1. 2. 3 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>記入してください。</u>

改 定 条 文 新 旧 対 照 表

【各種預金規定】

改定前	改定後
【普通預金（決済用普通預金を含む）規定】、 【貯蓄預金規定】、【納税準備預金規定】 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	【普通預金（決済用普通預金を含む）規定】、 【貯蓄預金規定】、【納税準備預金規定】 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2026. 10. 1)
【通知預金規定】、【積立定期預金規定】、 【定期積金規定】 2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。	【通知預金規定】【積立定期預金規定】、 【定期積金規定】 2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2026. 10. 1)
【定期預金共通規定】 1.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	【定期預金共通規定】 1.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2026. 10. 1)

（注）：赤色下線部分が改正箇所